

▲京都大学通則（案）

昭和28年4月7日
達示第3号制定

第1章 学年

第1条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2条 学期は、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

（平5達13改）

第3条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

創立記念日 6月18日

夏季休業 8月6日から9月30日まで

冬季休業 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認めるときは、夏季休業及び冬季休業の期間を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認めるときは、定期休業日に授業を行うことができる。

4 前2項の規定の実施に関し必要な事項については、総長が別に定める。

（昭49達20・昭61達10・平5達13・平13達22・平16達136改）

（平23達71・一部改正）

第2章 学部

第3条の2 本学の学部及び学科並びにその学生定員は、別表第1に掲げるとおりとする。

（平16達62本条加）

第3条の3 前条の学部においては、当該学部の定めるところにより、学部又は学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

（平20達13・追加）

第4条 入学は、学年の初め1回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該学部の定めるところにより、学期の初めにも入学させることができる。

2 入学の手続は、当該学部の定めるところによる。

（平11達22加）

第5条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 中等教育学校を卒業した者

(3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(4) 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者

(5) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(7) 文部科学大臣が指定する専修学校の高等課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(10) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程に2年以上在学した者であつて、本学において、本学が教育研究を行つている学問分野における傑出した能力を有すると認められたもの

(11) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があ

ると認められた者で、18歳に達したものの
2 前項第10号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は、当該学部の定めるところによる。

(昭29達13削・昭31達4加・昭50達11改・昭53達41加・昭54達30・平3達39改・平11達2加・平13達33・平15達41・平17達57改)
(平17達77・平27達2・一部改正)

第6条 入学志望者に対しては、試験を行う。

2 試験は、当該学部の定めるところによる。

(昭50達11改)

第7条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず選考のうえ、入学を許可することがある。

(1) 一の学部を卒業した者が、他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志望するとき。

(2) 中途退学をした者が同一学部に入學を志望するとき。

(3) 他の大学又は専門職大学の学部を卒業した者

2 前項に規定するもののほか、編入学については、当該学部の定めるところによる。

(昭50達11改・平5達13加)

(令2達56・一部改正)

第8条 本学の他学部へ転学を志望し、又は他の大学若しくは専門職大学から本学へ転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該学部の定めるところにより許可することがある。

(昭42達4第8条の2加・昭47達一同条削・昭50達11改)

(令2達56・一部改正)

第9条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を学部長あてに提出しなければならない。

(昭29達13・平5達13改)

第10条 入学志望者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文科大臣裁定。以下「実施要項」という。))第2条に定めるものをいう。以下同じ。)は、検定料の納付を要しない。

3 受理した検定料は、返還しない。ただし、京都大学における学生納付金に関する規程(平成16年達示第63号。第67条において「学納金規程」という。)に定めるものについては、この限りでない。

(昭31達8・昭38達5・昭41達8・昭47達13・昭50達11改・昭62達24加・平3達39・平13達33改・平16達136改・削)

(平22達24・一部改正)

第11条 入学志望者には、健康診断を行う。

(昭34.3裁改・昭50達11・昭53達4改)

第12条 入学に際しては、所定の入学手続期間内に入学料を納めなければならない。

2 入学料を納めない者には、入学を許可しない。ただし、次項の規定による手続をとつた者については、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、特別の事由のある者については、別に定める京都大学授業料、入学料免除等規程(昭和53年達示第5号。以下「免除等規程」という。)による。

4 前項の規定による手続をとつた者が入学料全額の免除若しくは入学料の徴収猶予をされなかった場合又は入学料の徴収猶予をされた場合において、免除等規程の定めるところにより所定の期日までに納めるべき入学料を納めないときは、学生の身分を失う。

5 第1項の規定にかかわらず、第37条第1項第9号、第3項第7号又は第53条の3第9号の規定により本学大学院へ入学し、課程を修了した者が、当該入学前に在学した学部へ再入学するときは、入学料の納付を要しない。

6 第1項の規定にかかわらず、国費外国人留学生は、入学料の納付を要しない。

7 受理した入学料は、返還しない。ただし、所定の入学手続期間内に入学を辞退し、かつ、申し出た者については、この限りでない。

(昭29達13加・昭31達8・昭38達5・昭41達8・昭47達13・昭50達11・昭53達4・平5達13・平15達45・平16達136改・平17達26加・平1

7達57改)

(平17達77・平22達24・平24達2・平29達21・一部改正)

第13条 入学を許可された者は、本学の定めた方式によつて宣誓を行うものとする。

(昭50達38・平5達13改)

第14条 除籍された者が、再入学を願い出たときは、除籍された日から3年以内に限り、学部長の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が許可することがある。

(昭31達5加・平5達13改・平16達62改)

第15条 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部及び学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(平5達13本条加)

第16条 科目の区分は、開講対象による区分として全学共通科目及び学部科目とし、教育目的・内容による区分として教養科目及び専門科目とする。

(平5達13本条加)

第17条 科目の単位数の計算の基準については、別に定める。

(平5達13本条加)

第17条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(令4達99・追加)

第18条 科目、授業、修業年限及び在学年限は、当該学部の定めるところによる。

2 前項の場合において、学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

(昭50達11改・平5達13旧15条下)

(平20達13・一部改正)

第18条の2 授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

(平20達13・追加)

第18条の3 学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、当該学部の定めるところにより、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

2 特に学業優秀と認めた学生その他特別の必要があると認めた学生については、当該学部の定めるところにより、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(令元達40・追加)

第19条 学生は、他学部の科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(平4達53改・平5達13旧16条下)

第20条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、他の大学、専門職大学又は短期大学と協議のうえ、学生に、その科目を履修することを許可することがある。

2 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この条において同じ。）又は短期大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修することを許可することがある。

3 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生に、外国の大学又は短期

大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することがある。

- 4 第2項に定めるもののほか、教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、審査のうえ、学生に、休学し、又は休学することなく外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修することを許可することがある。
- 5 前各項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該学部の定めるところにより、60単位を超えない範囲で、本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(昭49達1加・昭50達11改・平4達53改・加・平5達13旧16条の2下・平11達22改・平13達15改・加)

(平25達66・令2達56・一部改正)

第21条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第5項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(平4達53本条加・平5達13旧16条の3下・平11達22・平13達33・平13達15改)

(平17達77・平25達66・一部改正)

第22条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項又は第2項に定める科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、本学における科目の学修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第20条第5項の規定により修得したものとみなす単位数及び前条第1項の規定により与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

- 4 第1項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位（大学、専門職大学又は短期大学の学生として修得した単位を除く。）を本学に入学した後に修得したものとみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間は、第18条の修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の2分の1を超えることができない。

(平4達53本条加・平5達13旧16条の4下・平11達22改・加・平13達15改)

(平19達73・平25達66・令2達12・令2達56・令5達10・一部改正)

第23条 疾病その他の事由により、3月以上修学を中止しようとするときは、所属学部長の許可を得て、休学することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、医学部及び薬学部が定める特別な課程を履修する医学部学生及び薬学部学生が、第37条第3項第7号の規定により、医学研究科及び薬学研究科に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

- 3 疾病のため、修学が不適当と認められる者に対しては、学部長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができる。

- 4 休学は、通算4年を超えることができない。ただし、第2項の規定により休学するときは、その期間を通算しない。

- 5 休学期間内に復学しようとするときは、その旨届け出なければならない。

- 6 休学期間は、在学年に算入しない。

(昭31達24加・改・昭50達11改・平5達13旧17条下)

(平24達2・平25達42・平29達21・令5達10・一部改正)

第24条 学生が退学しようとするときは、その事由を申し出て、総長の許可を受けなければならない。

(平5達13旧18条下)

第25条 次の場合には、学部長の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が除籍する。

(1) 疾病その他の事由により成業の見込みがない者

(2) 授業料納付の義務を怠る者

(昭50達38削・改・平5達13旧19条下・平16達62改)

(平25達42・一部改正)

第26条 試験は、当該学部の定めるところにより行う。

(昭50達11改・平5達13旧20条下)

第27条 卒業の要件は、学部所定の期間在学し、学部所定の卒業に必要な単位数を修得し、学士試験に合格することとする。

2 前項の規定による卒業に必要な単位のうち、第17条の2第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(平4達3改・平5達13旧21条下)

(令4達99・一部改正)

第27条の2 学部においては、学生に対して、前条第1項の学士試験及び学修の成果に係る評価の基準をあらかじめ明示するものとする。

(平20達13・追加、令4達99・一部改正)

第28条 授業料は、年額を次の2期に分けて、所定の期日までに納めなければならない。ただし、第2期に係る授業料については、学生が申し出た場合、当該年度の第1期に係る授業料を納めるときに納めるものとする。

第1期 4月から9月まで 年額の2分の1に相当する額

第2期 10月から3月まで 年額の2分の1に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由がある者については、別に定める免除等規程による。

3 前2項に定めるもののほか、授業料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

4 第1項本文の規定にかかわらず、国費外国人留学生は、授業料の納付を要しない。

5 受理した授業料は、返還しない。ただし、受理した授業料のうち、免除等規程第2条第1項、第3項、第4項又は第5項の規定により免除した授業料は、返還する。

(昭31達8・昭36裁・昭38達5・昭47達13・昭50達11・昭53達4改・昭62達5加・平3達4・平3達18改・平5達13旧23条下・平17達144削)

(平22達24・平27達27・平28達85・令4達59・一部改正)

第29条 休学中は、別に定める免除等規程により授業料を免除する。

(昭31達8・昭38達5・昭47達13・昭50達11・昭53達4改・平5達13旧24条下)

第30条 停学を命ぜられた者は、その期間中であつても授業料を納付しなければならない。

(平5達13旧25条下)

第31条 学生は、別に定める学生票の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(平5達13旧26条下)

第32条 学生の本分を守らない者があるときは、総長は懲戒する。

2 前項に規定する懲戒の必要がない学生についても、当該学生の所属する学部長が必要と認めるときは、当該学部長が、嚴重注意その他の教育的措置を行うことができる。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

(平5達13旧27条下)

(平28達102・一部改正)

第33条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 譴責

(2) 停学

(3) 放学

(平5達13旧28条下)

第34条 停学3月以上にわたるときは、その期間は、在学年に算入しない。

(平5達13旧29条下)

第3章 大学院

第35条 本学大学院の研究科等及び専攻並びにその学生定員は、別表第2に掲げるとおりとする。

(昭29達13加・昭51達29改・昭54達12削・加・昭56達20・昭58達13・昭60達7・昭61達10・昭62達11・昭63達20・平2達19・平3達18・平4達29改・平5達13旧30条下・達58加・削・平6達32加・削・平7達10加・削・平8達5改・加・削・平9達2改・削・加・平10達5改・削・加・平11達2加・平12達39削・加・平13達26加・平14達1改・加・平15達2改・削・平15達40削・改・平16達62改)

第35条の2 前条の研究科等においては、当該研究科等の定めるところにより、研究科等又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

(平18達69・追加)

第36条 研究科(総合生存学館、地球環境学舎及び経営管理教育部を含む。以下同じ。)に博士課程を置く。

- 2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、医学研究科医学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。
- 3 博士課程(前項ただし書の博士課程を除く。)は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱う。
- 4 文学研究科京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻及び経済学研究科京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻の博士課程は、前期2年の国際連携専攻(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第35条第1項の規定による外国の大学院と連携して教育研究を実施するための専攻をいう。以下同じ。)の課程とし、医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻の博士課程は、4年の国際連携専攻の課程とする。
- 5 医学研究科社会健康医学系専攻、地球環境学舎地球環境学専攻及び経営管理教育部経営科学専攻の博士課程は、後期3年の課程とする。
- 6 第3項の規定にかかわらず、薬学研究科創発医薬科学専攻、アジア・アフリカ地域研究研究科及び総合生存学館の博士課程は、課程の区分を設けない。
- 7 第3項の前期2年及び後期3年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。
- 8 学生で、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、その計画的な履修(第49条第5項、第50条第7項及び第53条の12第3項において「長期履修」という。)を許可することがある。

(昭29達13加・昭50達27削・加・昭51達29・昭52達8・平2達19改・平5達13旧31条下・平8達5加・改・平10達5削・改・加・平12達39加・改・平14達1改・平15達40改・加・平17達27削・改)

(平18達15・平19達13・平21達10・平22達24・平24達2・平25達22・平26達7・平28達26・平29達44・平30達27・令3達40・令4達25・一部改正)

第36条の2 入学は、学年の初め1回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学期の初めにも入学させることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、前条第4項に定める経済学研究科京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻及び医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻の入学時期は、当該研究科の定めるところによる。
- 3 入学の手続は、当該研究科の定めるところによる。

(平6達13本条加)

(平30達27・令3達40・一部改正)

第37条 修士課程及び一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1) 大学又は専門職大学を卒業した者

- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 大学又は専門職大学に3年以上在学した者（学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者
 - (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
- (1) 修士の学位又は修士（専門職）若しくは法務博士（専門職）の学位を有する者
 - (2) 外国において、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程（本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程に限る。）を修了した者
 - (5) 国際連合大学（国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項の規定によるものをいう。次号において同じ。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格した者であつて、本学において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 本学において、個別の入学資格審査により、第1号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- 3 医学研究科及び薬学研究科の博士課程（医学研究科医学専攻、医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程に限る。以下同じ。）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
- (1) 大学における医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程（修業年限が6年であるものに限る。）を修了した者
 - (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において

- 位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学における医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程（修業年限が6年であるものに限る。）に4年以上在学した者（学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認められた者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、第1号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
- 4 第1項第9号及び第10号並びに第2項第6号及び第8号並びに前項第7号及び第8号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は、当該研究科の定めるところによる。
- （昭29達13加・昭32達4・昭50達11・達27・昭51達29改・昭54達30・平2達19・平4達3加・平5達13旧32条下・平7達3・平8達5・平11達22・平12達39・平13達33改・平13達15・平13達22加・平15達40・平15達41改・平17達57改・加）
- （平17達77・平19達73・平23達71・平24達2・平25達42・平27達2・平29達21・平29達44・平31達36・令2達56・令5達10・一部改正）
- 第38条 入学志望者に対しては、試験を行う。
- 2 試験は、当該研究科の定めるところによる。
- （昭51達29本条加・平5達13旧33条下）
- 第39条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず、選考のうえ、入学を許可することができる。
- (1) 第37条第2項各号の一に該当する資格を有する者が、一貫制博士課程（アジア・アフリカ地域研究研究科に限る。）における博士後期課程の第1年次に相当する年次に入学を志望するとき。
- (2) 中途退学した者が、同一研究科に入学を志望するとき。
- （昭51達29本条加・平5達13旧34条下・平8達5改・加）
- （平25達22・令4達25・一部改正）
- 第40条 本学大学院の他研究科に転科（地球環境学舎及び経営管理教育部にあつては転部）を志望し、又は他の大学若しくは専門職大学の大学院から本学大学院に転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該研究科の定めるところにより、許可することができる。
- 2 同一研究科内における転専攻については、当該研究科の定めるところによる。
- （昭51達29本条加・平5達13旧35条下・平14達1改）
- （平28達26・令2達56・一部改正）
- 第41条 除籍された者が再入学を願い出たときは、除籍された日から3年以内に限り、研究科長（総合生存学館長、地球環境学舎長及び経営管理教育部長を含む。以下同じ。）の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が許可することができる。
- （昭31達5加・昭51達29旧35条下・改・平5達13旧36条下・改・平14達1改・平16達62改）
- （平25達22・平28達26・一部改正）
- 第42条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を研究科長あてに提出しなければならない。
- （昭51達29本条加・平5達13旧37条下）
- 第42条の2 入学志望者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び実施要項第4条第2号の推薦による入学志望者は、検定料の納付を要しない。

- 3 前項に定めるもののほか、本学と外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定（相互に正規学生を受け入れるもので、その数並びに検定料、入学料及び授業料の相互不徴収並びに有効期間が記されているものに限る。以下同じ。）に基づき受け入れる外国の大学院の学生又は国際連携専攻に受け入れる当該連携して教育研究を実施する外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）の学生（経済学研究科京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻の学生を含む。以下同じ。）は、検定料の納付を要しない。

（平22達24・追加、平25達22・平29達44・令2達56・令3達40・一部改正）

第42条の3 入学に際しては、所定の入学手続期間内に入学料を納めなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び実施要項第4条第2号又は第4号の推薦により、前項の期間までにその採用が決定している者は、入学料の納付を要しない。
- 3 前項に定めるもののほか、本学と外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定に基づき受け入れる外国の大学院の学生又は国際連携専攻に受け入れる連携外国大学院の学生は、入学料の納付を要しない。

（平22達24・追加、平25達22・平29達44・令2達56・一部改正）

第42条の4 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設するとともに研究指導の計画を策定して、体系的に編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。
- 3 国際連携専攻の教育課程の編成に当たっては、当該連携外国大学院が開設する科目を本学大学院の教育課程の一部とみなして当該連携外国大学院と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成し、又は当該連携外国大学院と共同して科目を開設することができる。

（平18達69・追加、平22達24・旧第42条の2繰下、平29達44・一部改正）

第42条の5 科目の区分は、大学院共通科目及び研究科科目とする。

（令4達99・追加）

第42条の6 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

（令4達99・追加）

第43条 科目、その授業及び研究指導は、当該研究科の定めるところによる。

- 2 前項の場合において、研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 3 当該研究科において必要と認めるときは、学部若しくは他の研究科等（研究科又は公共政策教育部をいう。以下同じ。）の科目を履修させ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科及び薬学研究科の博士課程の単位とし、又は他の研究科において研究指導を受けさせ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科及び薬学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。

4 第42条の4第3項の規定による連携外国大学院が開設する国際連携教育課程に係る科目について修得した単位又は連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導は、本学大学院における国際連携教育課程に係る科目の履修により修得し、又は当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

5 第42条の4第3項の規定による連携外国大学院と共同して開設する科目の履修により修得

した単位は、5単位を超えない範囲で、本学大学院又は当該連携外国大学院のいずれかにおいて修得したものとすることができる。ただし、第49条第2項の規定により連携外国大学院において修得することとしている単位数に満たない場合は、当該単位を連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

(昭50達11・達27改・昭51達29旧36条下・加・昭54達30・平4達53改・平5達13旧38条下・平8達5改)

(平18達15・平18達69・平24達2・平28達26・平29達44・令元達42・令4達99・一部改正)

第43条の2 授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

(平18達69・追加)

第43条の3 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

(平28達26・追加)

第44条 学生は、他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けることができる。ただし、この場合所属の研究科及び当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により履修した科目及びこれについて修得した単位並びに前項の規定により受けた研究指導の取扱いについては、当該研究科の定めるところによる。

(昭50達11改・昭51達29旧37条下・改・平4達53改・平5達13旧39条下)

(平18達15・一部改正)

第45条 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、他の大学又は専門職大学と協議のうえ、学生に、当該他の大学又は専門職大学の大学院の科目を履修することを許可することがある。

2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この条において同じ。）と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。

3 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生に、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することがある。

4 第2項に定めるもののほか、教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、審査のうえ、学生に、休学し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。

5 前各項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科の定めるところにより、15単位を超えない範囲で、本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(昭49達1加・昭50達11・達27改・昭51達29旧37条の2下・昭54達30・平4達53改・平5達13旧40条下・平8達5・平13達22改・加)

(平25達66・令2達56・令3達40・一部改正)

第46条 学生で、他の大学若しくは専門職大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望するものには、それぞれ前条第1項又は第2項に定めるものと同様の要件及び手続により、これを許可することがある。ただし、修士課程及び一貫制博士課程の修士課程に相当する年次の学生について許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により受けた研究指導は、当該研究科の定めるところにより、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程又は医学研究科及び薬学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。

(昭51達29本条加・昭54達30改・平2達19削・加・改・平5達13旧41条下・平8達5改)

(平24達2・令2達56・一部改正)

第46条の2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位（大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条第1項に定める科目等履修生又は同条第2項に定める特別の課程履修生（履修資格を有する者が、学校教育法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者である特別の課程を、履修した者に限る。）として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、第45条第5項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程、博士課程（博士後期課程を除く。）又は一貫制博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるとき（修士課程を修了した者が一貫制博士課程に入学し、第50条第2項ただし書の規定により、当該修士課程における在学期間を当該一貫制博士課程における在学期間を含むときを除く。）は、その単位数、修得に要した期間その他当該研究科が必要と認める事項を勘案して当該研究科が認める期間は、1年を超えない範囲で、当該研究科の課程に在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

（平6達13本条加・平13達22改）

（平25達42・令2達12・令3達40・令5達10・一部改正）

第47条 疾病その他の事由により、3月以上修学を中止しようとするときは、研究科長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため、修学が不相当と認められる者に対しては、研究科長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができる。

3 休学は、修士、博士後期の各課程、一貫制博士課程並びに医学研究科及び薬学研究科の博士課程において、それぞれ通算3年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者に対し、一貫制博士課程においては、なお、2年以内の、医学研究科及び薬学研究科の博士課程においては、なお、1年以内の休学を許可することができる。

（昭31達24加・昭50達11・達27改・昭51達29旧38条下・改・平5達13旧42条下・平8達5改）

（平24達2・平25達42・一部改正）

第48条 試験及び研究指導の認定方法は、当該研究科の定めるところによる。

（昭51達29本条加・平5達13旧43条下）

第49条 修士課程の修了の要件は、同課程に2年以上在学して、研究指導を受け、専攻科目につき30単位以上を修得し、かつ、当該研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、同課程に1年以上の在学をもつて足りるものとする。ことができる。

2 前項に定めるもののほか、国際連携専攻の修士課程の修了の要件は、本学大学院において当該国際連携専攻の教育課程に係る科目の履修により15単位以上を修得し、かつ、当該連携外国大学院において国際連携教育課程に係るものとして開設する授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。

3 前項の規定により本学大学院において修得する単位数には、第43条第4項の規定により当該国際連携教育課程に係る科目の履修により修得したものとみなす連携外国大学院が開設する国際連携教育課程に係る科目について修得した単位を含まないものとする。

4 第2項の規定により本学大学院又は連携外国大学院において修得する単位数には、第45条第5項の規定により本学大学院における科目の履修により修得したものとみなす他の大学若しくは専門職大学の大学院又は外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）の大学院における科目の履修により修得した単位及び第46条の2第1項の規定により本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなす本学大学院に入学す

る前に大学院において履修した科目について修得した単位を含まないものとする。ただし、連携外国大学院に入学した学生が国際連携教育課程を履修するために本学大学院に入学する場合において、本学大学院に入学する前に当該連携外国大学院が開設する国際連携教育課程に係る科目について修得した単位のうち、第46条の2第1項の規定により本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなす単位は、連携外国大学院において修得する単位数に含むことができる。

5 在学年限は、4年を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。

(昭31達24旧38条下・昭50達11・達27改・昭51達29旧39条下・改・平2達19加・平5達13旧44条下・改・平12達39加・平15達40削・改)

(平26達7・平29達44・令2達56・一部改正)

第50条 博士後期課程の修了の要件は、同課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学して、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

2 一貫制博士課程の修了の要件は、同課程に5年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、修士課程（標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。）に2年（2年を超える標準修業年限を定める修士課程にあつては、当該標準修業年限。以下この項において同じ。）以上在学し、当該課程を修了後、一貫制博士課程に入学した者にあつては、当該一貫制博士課程における在学期間に当該修士課程における2年の在学期間を含むことができる。

3 前2項に規定するもののほか、当該研究科において必要と認めるときは、専攻科目につき当該研究科の定める単位の修得を博士後期課程又は一貫制博士課程の修了の要件に加えることができる。

4 医学研究科医学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程の修了の要件は、同課程に4年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

5 前項に定めるもののほか、国際連携専攻の博士課程の修了の要件は、第49条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、第49条第2項の規定中「修士課程」とあるのは「博士課程」と読み替える。

6 第1項、第2項及び第4項の在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、それぞれ博士後期課程にあつては1年（修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者で、大学院における在学期間が2年未満のものにあつては、その在学期間を含めて3年）以上の、一貫制博士課程にあつては3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含めて3年）以上の、医学研究科及び薬学研究科の博士課程にあつては3年以上の在学をもつて足りるものとする。

7 在学年限は、博士後期課程及び医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻においては6年を、一貫制博士課程においては10年を、医学研究科医学専攻及び薬学研究科の博士課程においては8年を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。

(昭29達13改・昭31達24旧40条下・昭38達7・昭49達1加・昭50達11改・達27改・削・加・昭51達29旧41条下・改・昭54達30削・改・加・平2達19・改・平5達13旧45条下・改・平8達5加・改・平15達40改)

(平24達2・平26達7・平30達27・平31達36・令3達40・令4達25・一部改正)

第50条の2 研究科においては、学生に対して、第49条第1項並びに前条第1項、第2項及び第4項の論文の審査及び試験に係る評価の基準をあらかじめ明示するものとする。

(平18達69・追加)

第51条 授業料は、年額を次の2期に分けて、所定の期日に納めなければならない。

第1期 4月から9月まで 年額の2分の1に相当する額

第2期 10月から3月まで 年額の2分の1に相当する額

- 2 前項の規定にかかわらず、本学と外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定に基づき受け入れる外国の大学院の学生又は国際連携専攻に受け入れる連携外国大学院の学生は、授業料の納付を要しない。

（昭31達8改・昭31達24旧42条下・昭32達4削・昭38達5・昭47達13・昭50達11改・昭51達29旧43条下・平5達13旧46条下）

（平25達22・平29達44・令2達56・一部改正）

- 第52条 休学中は、別に定める免除等規程により授業料を免除する。

（昭31達8改・達24旧43条下・昭38達5・昭47達13・昭50達11改・昭51達29旧44条下・昭53達4改・平5達13旧47条下）

- 第53条 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条の規定は、大学院学生の場合に準用する。この場合において、第25条及び第32条第2項中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

（昭30達20加・昭31達24改・旧45条下・昭32達4・昭50達11改・昭51達29旧46条下・改・昭62達5・達24改・平5達13旧48条下・改・平6達13削・平16達136・平17達26改）

（平22達24・平24達2・平27達27・平28達85・平28達102・一部改正）

第3章の2 専門職大学院

（平15達40本章加）

- 第53条の2 第36条に定めるもののほか、法学研究科、医学研究科、公共政策教育部及び経営管理教育部に専門職学位課程を置き、これを専門職大学院とする。

- 2 前項の専門職大学院は、法学研究科の専門職学位課程に関し、これを法科大学院とする。

- 3 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育上の必要があると認めるときは、医学研究科又は経営管理教育部の定めるところにより、1年以上2年未満の期間とすることができる。

- 4 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

- 5 専門職大学院である法学研究科、医学研究科、公共政策教育部及び経営管理教育部の専攻及びその学生定員は、別表第2に掲げるとおりとする。

- 6 前項の研究科及び教育部においては、当該研究科又は教育部の定めるところにより、研究科若しくは教育部又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

（平15達40本条加・平16達62改・加・平17達63改）

（平18達15・平18達69・平20達13・一部改正）

- 第53条の3 専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

(1) 大学又は専門職大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文

部科学大臣が指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 大学又は専門職大学に3年以上在学した者(学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めたもの(当該単位の修得の状況及び法科大学院が当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するかどうかを判定するために実施する試験の結果に基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認めたものを含む。)

(10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

2 前項第9号及び第10号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は、当該法学研究科、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部(以下第53条の15までにおいて「研究科又は教育部」という。)の定めるところによる。

(平15達40本条加・平15達41改・平17達57改・加)

(平17達77・平19達73・平27達2・平29達21・令2達56・令3達63・一部改正)

第53条の4 教育課程は、教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。

(平15達40本条加)

第53条の4の2 科目の区分は、大学院共通科目及び専門職大学院科目とする。

(令4達99・追加)

第53条の4の3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

3 第1項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 前項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

5 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

6 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(令4達99・追加)

第53条の5 科目及び授業は、当該研究科又は教育部の定めるところによる。

2 前項の場合において、研究科又は教育部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

3 当該研究科又は教育部において必要と認めるときは、学部又は他の研究科等の科目を履修させ、専門職学位課程の単位とすることができる。

(平15達40本条加・平16達62改)

(平18達15・平18達69・平27達2・一部改正)

第53条の6 学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、当該研究科又は教育部の定めるところにより、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位

数の上限を定めるものとする。

- 2 当該研究科又は教育部において必要と認めるときは、学生が各年次において履修し、修得すべき授業科目、単位数その他上位の年次に進級させる基準並びに同一年次において在学することができる年限を定めることができる。

(平15達40本条加・平16達62改・加)

(平18達15・一部改正)

第53条の7 学生は、他の研究科等の科目を履修することができる。ただし、この場合所属の研究科又は教育部及び当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により履修した科目及びこれについて修得した単位の取扱いについては、当該研究科又は教育部の定めるところによる。

(平15達40本条加・平16達62改)

(平18達15・一部改正)

第53条の8 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、他の大学又は専門職大学と協議のうえ、学生に、当該他の大学又は専門職大学の大学院の科目を履修することを許可することができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この条において同じ。）と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することができる。

- 3 前項に定めるもののほか、教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、審査のうえ、学生に、休学し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することができる。

- 4 前3項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科又は教育部の定めるところにより、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部にあつてはその修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で、法学研究科にあつては30単位を超えない範囲で、当該専門職大学院又は法科大学院（以下「専門職大学院等」という。）における科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、法学研究科において、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

(平15達40本条加・平16達62改)

(平18達15・平25達66・令2達56・一部改正)

第53条の9 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、学生が当該専門職大学院等に入学する前に大学院又は専門職大学院において履修した科目について修得した単位（大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条第1項に定める科目等履修生又は同条第2項、専門職大学院設置基準第13条の2第1項若しくは同基準第21条の2第1項に定める特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、当該専門職大学院等に入学した後の当該専門職大学院等における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院等において修得した単位以外のものについては、前条第4項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部にあつてはその修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとし、法学研究科にあつては30単位（前条第4項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。ただし、専門職大学院設置基準第20条の7第6号にいう認定連携法曹基礎課程（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者がその入学前に当該法科大学院以外の専門職大学院設置基準第20条の7第6号にいう認定連携法科大学院において履修した授業科目について修得した単位については、前条第4項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて46単位（同条第4項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で修得したものとみなすことができるものとする。

(平15達40本条加・平16達62改)

(平18達15・平25達66・令2達12・令3達63・令5達10・一部改正)

第53条の10 休学は、通算3年を超えることができない。

(平15達40本条加)

第53条の11 試験は、当該研究科又は教育部の定めるところによる。

(平15達40本条加)

(平18達15・一部改正)

第53条の12 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）の修了の要件は、同課程に2年（第53条の2第3項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間とする場合にあつては、当該期間）以上在学し、専攻科目につき医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部が定める30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。この場合において、単位の修得以外の教育課程の履修を課すときは、当該履修の方法及びその学修の成果に係る評価の基準をあらかじめ学生に対し明示するものとする。

2 法科大学院の課程の修了の要件は、同課程に3年以上在学し、法学研究科が定める93単位以上を修得することとする。

3 在学年限は、4年（法科大学院にあつては6年）を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。ただし、第53条の6第2項の規定により当該研究科又は教育部において同一年次に在学する年限を定めるときは、当該年限を超えることができない。

(平15達40本条加・平16達62改・加・平17達63改)

(平18達15・平18達69・平26達7・一部改正)

第53条の13 第53条の9第1項の規定により当該専門職大学院等に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。）を当該専門職大学院等において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院等の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数、修得に要した期間その他当該研究科又は教育部が必要と認める事項を勘案して当該研究科又は教育部が認める期間は、1年を超えない範囲で、当該専門職大学院等の課程に在学したものとみなすことができる。ただし、第53条の2第3項ただし書の規定により1年以上2年未満の期間を標準修業年限とする場合において、当該専門職大学院の課程に在学したものとみなすことができる期間は、当該1年以上2年未満の期間から1年を減じた期間を超えることができない。

(平15達40本条加・平16達62・平17達63改)

(平18達15・平19達73・一部改正)

第53条の14 第53条の12第2項に定めるもののうち、法学研究科の定めるところにより、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下本条において「法学既修者」という。）に関しては、在学期間については1年を超えない範囲で当該法科大学院の課程に在学し、単位（法学研究科が定める必修科目の単位を含む。）については30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、法学研究科において、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）は、第53条の8第4項及び第53条の9第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第53条の8第4項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

4 認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者に関する第1項及び前項の規定の適用については、第1項中「30単位」とあるのは「46単位」と、前項中「第1項ただし書の規定により30単位」とあるのは「第1項ただし書の規定により46単位」と、「合わせて30単位」とあるのは「合わせて46単位」とする。

(平16達62本条加)

(平22達24・平25達66・令3達63・一部改正)

第53条の15 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第

13条、第17条、第18条の2、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条、第36条第8項、第36条の2、第38条、第39条（第2号の場合に限る。）、第40条ないし第42条の3、第47条第1項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する（法科大学院にあつては、第42条の2第3項、第42条の3第3項及び第51条第2項を除く。）。この場合において、第25条及び第32条第2項中「学部長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第36条第8項、第36条の2、第38条第2項及び第39条（第2号の場合に限る。）中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第40条第1項中「研究科に転科（地球環境学舎及び経営管理教育部にあつては転部）」とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第2項中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第41条中「研究科長（総合生存学館長、地球環境学舎長及び経営管理教育部長を含む。以下同じ。）」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第42条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。

（平15達40本条加・平16達62旧53条の14下・改・平16達136・平17達26改）

（平18達15・平20達13・平22達24・平24達2・平25達22・平26達7・平27達27・平28達26・平28達85・平28達102・平29達44・一部改正）

第4章 学位

（昭51達29本章加）

第54条 学士試験に合格した者には、学士の学位を授与する。

（昭51達29本条加・平3達18加・平4達3改・平5達13旧49条下）

第55条 修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程において、第49条第1項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。

（昭51達29本条加・平3達18加・平4達3改・平5達13旧50条下・平8達5加）

（平25達22・平28達49・一部改正）

第55条の2 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）を修了した者には、修士（専門職）の学位を授与する。

2 法科大学院の課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位を授与する。

（平15達40本条加・平16達62改・加）

第56条 博士後期課程を修了した者、一貫制博士課程を修了した者並びに医学研究科及び薬学研究科の博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

（平4達3本条加・平5達13旧50条の2下・平8達5改）

（平24達2・一部改正）

第57条 前条に規定するもののほか、別に定めるところにより博士の学位の授与を申請して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、学識の確認を経た者にも、前条と同様の学位を授与する。

（昭51達29本条加・平4達3削・平5達13旧51条下）

第58条 この章に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

（平4達3本条加・平5達13旧51条の2下）

第5章 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、特別交流学生等

（昭49達1加・昭51達29旧4章下・改・平4達53加）

（平20達13・改称）

第59条 外国人で第5条及び第37条によらないで学部又は大学院に入学しようとする者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、外国学生として入学を許可することがある。

2 外国学生で学部又は大学院の課程を修了した者には、当該学部又は研究科等の定めるところ

により学位を授与する。

(昭30達20加・昭31達24旧46条下・昭50達11改・昭51達29旧47条下・改・平4達3削・平5達13旧52条下・改)

(平18達15・一部改正)

第60条 公の機関又は団体等から、その所属の職員につき、学修科目を定め、学部又は大学院に入学を願い出たときは、当該学部又は研究科等の定めるところにより、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生で所定の科目につき試験に合格した者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、修了証書を授与する。

(昭30達20加・昭31達24旧47条下・昭50達11改・昭51達29旧48条下・改・平5達13旧53条下)

(平18達15・一部改正)

第61条 本学の学生以外の者で学部又は大学院において、1又は複数の科目の履修を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生で履修した科目につき、当該学部又は研究科等の定めるところにより試験のうえ、単位を与えることができる。

(平4達53本条加・平5達13旧53条の2下・平6達40改)

(平18達15・一部改正)

第62条 特定の科目を定め、学部又は大学院において、聴講を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生で聴講した科目につき、本人の希望があるときは、証明書を交付する。

(昭30達4改・昭30達20加・昭31達24旧48条下・昭50達11改・昭51達29旧49条下・改・平5達13旧54条下・平6達40削)

(平18達15・一部改正)

第63条 他の大学、専門職大学若しくは外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この条において同じ。)の学生又は他の大学、専門職大学若しくは外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、特定の科目を定め、それぞれ、学部又は大学院において聴講を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 他の大学、専門職大学又は外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、大学院において研究指導を受けることを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、特別研究学生として入学を許可することがある。

3 「大学院教育における大学間学生交流に関する協定書」(平成19年12月25日発効)に基づき、大学院において研究指導を受け、又は聴講を志望する者には、当該研究科の定めるところにより、特別交流学生として入学を許可することがある。

4 特別聴講学生又は特別交流学生として聴講した科目については、試験のうえ、単位を与える。

(昭49達1加・昭50達11改・昭51達29旧49条の2下・改・平2達19削・平5達13旧55条下・平9達2改)

(平18達15・平20達13・令2達56・一部改正)

第63条の2 第61条、第62条並びに前条第1項及び第4項(特別聴講学生に限る。)の規定は、国際高等教育院の場合に準用する。この場合において、第61条第1項、第62条第1項及び前条第1項中「学部又は大学院」とあるのは「国際高等教育院」と、第61条第1項及び第2項、第62条第1項並びに前条第1項中「当該学部又は研究科等」とあるのは「国際高等教育院」と読み替えるものとする。

(平28達95・追加)

第64条 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

2 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学する者は、入学に際して、所定の期日までに入学料を納めなければならない。特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学する者は、入学料の納付を要しない。

- 3 委託生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生の授業料は、履修又は聴講科目の単位数に応じて、特別研究学生の授業料は、研究指導を受ける期間の月数に応じて、それぞれ所定の期日までに納めなければならない。ただし、特別交流学生並びに次の各号に掲げる特別聴講学生及び特別研究学生は、授業料の納付を要しない。
- (1) 国立大学（国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設置される大学で、当該大学との間における学生の交流協定又は協議に基づき授業料の相互不徴収が確認できるものに限る。）の学生又は大学院の学生
 - (2) 本学と公立又は私立の大学又は専門職大学との間において締結した大学間相互単位互換協定（相互に授業科目を履修し、単位を修得することを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学又は専門職大学の学生
 - (3) 本学と公立又は私立の大学又は専門職大学との間において締結した大学間特別研究学生交流協定（相互に研究指導を受けることを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学又は専門職大学の大学院の学生
 - (4) 本学と外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この号において同じ。）との間において締結した大学間交流協定（学部若しくは研究科間の協定又は協定に準じるものを含み、相互に学生を受け入れるもので、その数、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる外国の大学の学生
- 4 前3項の規定にかかわらず、科目等履修生又は聴講生として入学を志望し、又は入学する国費外国人留学生は、検定料、入学料及び授業料の納付を、**Kyoto University International Undergraduate Program**における予備教育科目を履修するために国際高等教育院の聴講生として入学する者は、入学料及び授業料の納付を要しない。
- 5 受理した検定料、入学料及び授業料は、返還しない。
- 6 入学料又は授業料を納めないときは、入学又は聴講若しくは研究指導を受けることを許可しない。

（昭28達28・昭31達8改・達24旧49条下・昭32達4・昭38達5・昭41達8・昭47達13改・昭49達1加・昭50達11改・昭51達29旧50条下・改・昭53達4・平3達39改・平4達53加・改・平5達13旧56条下・改・平9達2改・平11達2加・平16達62改・平17達63加）

（平20達13・平29達44・令2達56・一部改正）

- 第65条 第4条、第6条、第8条、第9条、第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第5項及び第7項、第13条、第14条、第18条ないし第26条、第28条第1項、第2項及び第4項、第29条ないし第34条の規定は、学部の外国学生に準用する。
- 2 第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書、第2項及び第4項、第30条ないし第34条、第36条第8項、第36条の2、第38条、第40条ないし第42条、第42条の4ないし第50条の2、第51条第1項、第52条、第53条後段、第55条、第56条の規定は、大学院の外国学生に準用する。
- 3 第11条、第19条、第24条ないし第26条、第30条ないし第33条の規定は、学部の委託生、科目等履修生及び聴講生に準用する。
- 4 第11条、第19条、第24条ないし第26条、第30条ないし第33条、第40条、第41条、第44条第1項、第48条、第53条後段の規定は、大学院の委託生、科目等履修生及び聴講生に準用する。
- 5 第24条、第26条、第30条ないし第33条の規定は、学部の特別聴講学生に準用する。
- 6 第24条、第30条ないし第33条、第48条の規定は、大学院の特別聴講学生及び特別研究学生に準用する。
- 7 第24条、第31条ないし第33条、第48条の規定は、特別交流学生に準用する。
- 8 第11条、第19条、第24条ないし第26条、第30条ないし第33条の規定は国際高等教育院の科目等履修生及び聴講生に、第24条、第26条、第30条ないし第33条の規定は国際高等教育院の特別聴講学生に準用する。この場合において、第19条中「所属学部長」と

あるのは「国際高等教育院長」と、第25条中「学部長」とあるのは「国際高等教育院長」と、第26条中「当該学部」とあるのは「国際高等教育院」と読み替えるものとする。

(昭31達24改・旧50条下・昭32達4改・昭49達1加・昭50達11改・昭51達29旧51条下・改・昭62達5・達24改・平4達3改・削・加・平4達53加・平5達13旧57条下・改・平6達13削・改・平6達40・平16達136・平17達26改)

(平20達13・平22達24・平24達2・平25達22・平26達7・平28達85・平28達95・平29達44・一部改正)

第66条 この章及び別に定めるもののほか、特定の学部又は研究科等において特定の方法により学修を志望する者については、当該学部又は研究科等の定めるところによる。

(昭31達24旧51条下・昭50達11改・昭51達29旧52条下・昭53達4改・平5達13旧57条下・改)

(平18達15・一部改正)

第5章の2 特別の課程

第66条の2 本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として、履修証明プログラムを編成することができる。

2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、総長が別に定める。

(令5達10・追加)

第6章 授業料等の額

(昭51達29旧5章下)

第67条 第10条第1項及び第42条の2第1項の検定料並びに第12条第1項及び第42条の3第1項の入学料の額並びに第28条第1項及び第51条第1項の授業料の年額並びに第64条第1項の検定料、同条第2項の入学料及び同条第3項の授業料の額は、それぞれ学納金規程の定めるところによる。

(昭50達11加・昭51達29旧53条下・改・昭53達26・達39・達41・昭46達24・平元達20改・平5達13旧59条下・改・平13達33・平13達17改・平16達62改・削・平16達136改)

(平22達24・平25達22・一部改正)

附 則

1 この規程は、昭和28年4月1日から施行する。

2 昭和24年3月31日以前の入学者については、第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和27年3月31日以前の入学者については、第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 従前の規定による大学院は、従前の規定による大学の卒業者に限り、入学の資格あるものとする。

5 従前の規定による大学院学生は、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 昭和24年8月5日達示第13号制定の京都大学通則は、廃止する。

附 則 (昭和28年達示第28号)

この規程は、昭和28年6月23日から施行する。

附 則 (昭和29年達示第13号)

この規程は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則 (昭和30年達示第1号)

この改正は、昭和30年1月25日から施行する。

附 則 (昭和30年達示第4号)

第48条第2項の改正は、昭和30年3月8日から施行し、昭和29年4月1日以降入学の聴講生に適用する。

附 則 (昭和30年達示第20号)

この改正は、昭和30年11月22日から施行する。

附 則 (昭和31年達示第5号)

この改正は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則（昭和31年達示第8号）

この改正は、昭和31年4月1日から施行する。ただし、昭和31年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（昭和31年達示第24号）

- 1 この改正は、昭和31年10月1日から施行する。
- 2 第17条および第38条第3項に定める年数につき、前項の施行日前における休学期間は、通算しない。

附 則（昭和32年達示第4号）

この改正は、昭和32年5月14日から施行する。
第50条第3項の改正は、同年4月1日から適用する。

附 則（昭和34年総長裁定）

この改正は、昭和34年3月2日から施行する。

附 則（昭和35年達示第7号）

この改正は、昭和35年4月12日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（昭和36年総長裁定）

この改正は、昭和36年3月7日から施行する。

附 則（昭和38年達示第5号）

この改正通則は、昭和38年4月9日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。ただし、昭和38年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（昭和38年達示第7号）

この改正通則は、昭和38年4月23日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年達示第8号）抄

- 1 この改正規程は、昭和41年4月1日から施行し、〔中略〕第10条第1項および第50条第1項の改正規定〔中略〕は、昭和42年度の入学生志望者から適用する。

附 則（昭和42年達示第4号）

この改正規程は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年達示第1号）

この改正規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年達示第13号）

- 1 この改正規程は、昭和47年4月18日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 昭和47年度の再入学ならびに委託生および聴講生の入学にかかる検定料の額については、改正後の第10条第1項および第50条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和47年度における入学を許可せられた者にかかる入学料の額については、改正後の第12条第1項および第50条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 昭和47年4月1日前から引き続き在学する者にかかる授業料および研究料の額についてはなお従前の例による。
- 5 昭和47年度において入学した者にかかる同年度の授業料および研究料については、改正後の第23条第1項および第43条の規定にかかわらず、その額は、次の表に定める第1期および第2期の額を合わせた額とし、当該第1期または第2期の額を、それぞれ所定の期日に納めなければならない。

区分	第1期	第2期
授業料	金 6,000円	金 18,000円
研究料	金 9,000円	金 18,000円

- 6 前項の規定が適用される者について改正後の第24条第2項または第44条第2項の規定を適用する場合においては、当該規定中「金3,000円」とあるのは、「当該第1期または第2期の額の6分の1に相当する額」とする。
- 7 昭和47年度において入学した委託生および聴講生にかかる聴講料の額は、同年度に限り、改正後の第50条第3項の規定にかかわらず、1単位につき、次の表に定めるとおりとする。

(1) 4月から9月までの授業にかかる聴講料の額	学部においては金400円、大学院においては金600円
--------------------------	----------------------------

(2) 10月から翌年3月までの授業にかかる聴講料の額	金1,200円
(3) 4月から翌年3月までを通じての学修または聴講を必要とする授業にかかる聴講料の額	学部または大学院において、それぞれ、(1)に定める額の2分の1に相当する額と(2)に定める額の2分の1に相当する額とを合わせた額

附 則 (昭和48年達示第20号)

この規程は、昭和48年4月17日から施行する。

附 則 (昭和49年達示第1号)

- この規程は、昭和49年1月8日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。
- 昭和48年4月1日以降に休学の許可を受けて外国の大学またはその大学院において学修している者については、その者から申出があり、かつ、当該学部または研究科において相当と認めるときに限り、同日以後、改正後の相当規定による許可を受けて留学している者として取り扱うことができる。

附 則 (昭和50年達示第11号)

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年達示第27号)

- この規程は、昭和50年6月24日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 改正後の規定は、昭和50年4月1日以後の修士課程の入学者及び昭和52年4月1日以後の博士後期課程の入学者から適用し、これらの日以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(昭52達8改)

附 則 (昭和50年達示第38号)

この規程は、昭和50年12月9日から施行する。

附 則 (昭和51年達示第29号)

- この規程は、昭和51年6月8日から施行する。
- 改正後の第38条第2項、第39条(研究指導に関する部分に限る。)、第45条第4項の規定は、昭和50年4月1日以後の修士課程の入学者及び昭和52年4月1日以後の博士後期課程の入学者から適用し、これらの日以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(昭52達8改・昭53達26旧3項上)

- 改正後の第57条第2項による大学院及び学位に関する規定の準用については、準用されるそれぞれの規定の大学院学生への適用の例による。

(昭53達26旧4項上)

附 則 (昭和52年達示第8号)

この規程は、昭和52年3月15日から施行する。

附 則 (昭和53年達示第4号)

この規程は、昭和53年2月21日から施行する。

附 則 (昭和53年達示第26号)

この規程は、昭和53年4月18日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則 (昭和53年達示第39号)

この規程は、昭和53年6月20日から施行し、昭和53年5月30日から適用する。

附 則 (昭和53年達示第41号)

この規程は、昭和53年10月31日から施行する。

附 則 (昭和54年達示第12号)

- この規程は、昭和54年5月1日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。
- 工学研究科機械工学第2専攻は、改正後の第30条の規定にかかわらず、昭和54年3月31日にその専攻に在学する者がその専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(昭56達20削・旧3項上)

附 則 (昭和54年達示第30号)

- この規程中第5条及び第32条第3項の改正規定は昭和54年12月18日から、その他の改正規定は昭和55年4月1日から、それぞれ施行する。

2 改正後の第38条第2項（研究指導に関する部分に限る。）、第40条第3項、第41条並びに第45条第2項及び第3項の規定中医学研究科の博士課程に関する部分は、昭和55年4月1日以後同課程に入学した者から適用し、同日前に同課程に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年達示第20号）

この規程は、昭和56年5月19日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

（昭58達13削）

附 則（昭和58年達示第13号）

この規程は、昭和58年5月24日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

（昭60達7削）

附 則（昭和60年達示第7号）

この規程は、昭和60年5月21日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年達示第10号）

この規程は、昭和61年5月20日から施行し、改正後の第30条の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年達示第5号）

この規程は、昭和62年3月10日から施行する。

附 則（昭和62年達示第11号）

この規程は、昭和62年5月20日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

（平元達11削）

附 則（昭和62年達示第24号）

この規程は、昭和62年12月22日から施行し、昭和62年9月14日から適用する。

附 則（昭和63年達示第20号）

この規程は、昭和63年5月10日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

（平2達19削）

附 則（平成元年達示第20号）

この規程は、平成元年7月3日から施行し、平成元年6月5日から適用する。

附 則（平成2年達示第19号）

1 この規程は、平成2年6月26日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

2 改正後の第41条の規定は、平成2年4月1日以後修士課程に入学した者から適用し、同日前に同課程に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成3年達示第4号）

この規程は、平成3年3月5日から施行する。

附 則（平成3年達示第18号）

この規程は、平成3年5月28日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

（平5達58削）

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成4年達示第3号）

1 この規程は、平成4年3月17日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

2 改正前の第22条の規定による学士の称号は、改正後の第49条又は第52条第2項の規定による学士の学位とみなす。

附 則（平成4年達示第29号）

この規程は、平成4年10月20日から施行し、平成4年10月1日から適用する。

（平7達10削）

附 則（平成4年達示第53号）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年達示第13号）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年達示第58号）

1 この規程は、平成5年6月22日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

2 工学研究科工業化学専攻、石油化学専攻及び合成化学専攻は、改正後の第35条の規定にか

かわらず、平成4年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(平7達10削)

附 則 (平成6年達示第13号)

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成6年達示第32号)

- 1 この規程は、平成6年9月27日から施行し、平成6年4月1日から適用する。
- 2 理学研究科数学専攻、地球物理学専攻、地質学鉱物学専攻及び数理解析専攻並びに工学研究科冶金学専攻、航空工学専攻、金属加工学専攻及び物理工学専攻は、改正後の第35条の規定にかかわらず、平成5年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

[中間の改正規程の附則は、省略した。]

附 則 (平成7年達示第10号)

- 1 この規程は、平成7年5月9日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
- 2 理学研究科物理学第1専攻、物理学第2専攻、宇宙物理学専攻、動物学専攻、植物学専攻、生物物理学専攻及び霊長類学専攻並びに工学研究科電子工学専攻及び電気工学第2専攻並びに農学研究科農業工学専攻及び農林経済学専攻は、改正後の第35条の規定にかかわらず、平成6年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則 (平成8年達示第5号)

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 文学研究科哲学専攻、宗教学専攻、心理学専攻、社会学専攻、美学美術史学専攻、国史学専攻、東洋史学専攻、西洋史学専攻、地理学専攻、考古学専攻、国語学国文学専攻、中国語学中国文学専攻、梵語学梵文学専攻、フランス語学フランス文学専攻、英語学英米文学専攻、ドイツ語学ドイツ文学専攻及び言語学専攻並びに経済学研究科理論経済学・経済史学専攻並びに工学研究科衛生工学専攻、交通土木工学専攻、建築学第2専攻及びエネルギー応用工学専攻並びに農学研究科林学専攻、農林生物学専攻、水産学専攻、林産工学専攻、畜産学専攻及び熱帯農学専攻は、改正後の第35条の規定にかかわらず、平成7年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則 (平成9年達示第2号)

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 経済学研究科経済政策学専攻及び経営学専攻並びに薬学研究科薬学専攻、製薬化学専攻及び薬品作用制御システム専攻並びに農学研究科農芸化学専攻及び食品工学専攻は、改正後の第35条の規定にかかわらず、平成8年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則 (平成10年達示第5号)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 教育学研究科教育学専攻及び教育方法学専攻並びに工学研究科電子通信工学専攻、数理工学専攻、情報工学専攻及び応用システム科学専攻並びに人間・環境学研究科アフリカ地域研究専攻は、改正後の第35条の規定にかかわらず、平成9年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則 (平成11年達示第2号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年達示第22号)

この規程は、平成11年11月30日から施行する。

附 則 (平成12年達示第39号)

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 医学研究科社会医学系専攻は、改正後の第35条の規定にかかわらず、平成11年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

[中間の改正規程の附則は、省略した。]

附 則 (平成15年達示第2号)

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科土木工学専攻、土木システム工学専攻、資源工学専攻、環境工学専攻、環境地球工学専攻、生活空間工学専攻及び電子物性工学専攻並びに人間・環境学研究科人間・環境学専攻、文化・地域環境学専攻及び環境相関研究専攻は、改正後の第35条第1項の規定にかかわらず、平成14年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成15年達示第40号）

- 1 この規程は、平成15年10月7日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 医学研究科社会健康医学系専攻の前期2年の課程は、改正後の第36条第4項の規定にかかわらず、平成14年度以前に当該課程に入学した者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成15年達示第41号）

この規程は、平成15年10月21日から施行し、平成15年9月19日から適用する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成16年達示第136号）

この規程は、平成16年12月20日から施行し、平成16年12月15日から適用する。ただし、第3条の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成17年達示第27号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第36条第4項の改正規定中「法学研究科国際公共政策専攻の博士課程は、前期2年の課程とし、」を加える部分は、平成16年4月1日から適用する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成27年達示第2号）

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成28年4月1日以降に入学する者から適用する。

附 則（平成27年達示第27号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第28条第4項及び第5項の改正規定中死亡又は行方不明により除籍された場合の授業料の返還に係る部分については、平成26年10月1日から適用する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成29年達示第44号）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第64条第4項の改正規定（科目等履修生又は聴講生として入学を希望し、又は入学する国費外国人留学生に係る規定に限る。）は、平成29年4月1日から適用する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（令和3年達示第40号）

この規程は、令和3年9月15日から施行する。ただし、改正後の第45条、第46条の2及び第50条の規定は、令和3年10月1日から施行する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（令和4年達示第59号）

この規程は、令和4年6月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年達示第99号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年達示第10号）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前の薬学部の入学者については、改正後の第23条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 年達示第 号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 学部（第3条の2関係）

学部名	学科名	入学定員	収容定員
総合人間学部	総合人間学科	120	480
文学部	人文学科	220	880
教育学部	教育科学科	60(10)	260
法学部		330(10)	1,340
経済学部	経済経営学科	240(20)	1,000
理学部	理学科	311	1,244
医学部	医学科	107	642
	人間健康科学科	100[17]	451
	計	207[17]	1,093
薬学部	薬科学科	65	260
	薬学科	15	90
	計	80	350
工学部	地球工学科	185	740
	建築学科	80	320
	物理工学科	235	940
	電気電子工学科	130	520
	情報学科	90	360
	理工化学科工業化学科	235	940
	計	955	3,820
農学部	資源生物科学科	94	376
	応用生命科学科	47	188
	地域環境工学科	37	148
	食料・環境経済学科	32	128
	森林科学科	57	228
	食品生物科学科	33	132
	計	300	1,200
総計		2,823[17] (40)	11,667

(備考) 入学定員の [] を付したものは2年次編入学定員で外数、() を付したものは3年次編入学定員で外数

(平16達62本表加・平17達27改)

(平18達15・平19達13・平20達13・平21達10・平22達24・平23達29・平24達28・平25達22・平26達7・平27達27・平29達21・平30達27・平31達15・令2達12・令3達14・令4達25・令5達10・一部改正)

別表第2

1 大学院 (第35条関係)

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
文学研究科	文献文化学専攻	33	66	18	54	—	—	385
	思想文化学専攻	20	40	11	33	—	—	
	歴史文化学専攻	20	40	11	33	—	—	
	行動文化学専攻	18	36	10	30	—	—	
	現代文化学専攻	9	18	5	15	—	—	
	京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻	10	20	—	—	—	—	
	計	110	220	55	165	—	—	

教育学研究科	教育学環専攻	42	84	25	75	—	—	159
法学研究科	法政理論専攻	21	42	24	72	—	—	114
経済学研究科	経済学専攻	70	140	25	75	—	—	231
	京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻	8	16	—	—	—	—	
	計	78	156	25	75	—	—	
理学研究科	数学・数理解析専攻	52	104	20	60	—	—	1,134
	物理学・宇宙物理学専攻	81	162	48	144	—	—	
	地球惑星科学専攻	50	100	25	75	—	—	
	化学専攻	61	122	32	96	—	—	
	生物科学専攻	74	148	41	123	—	—	
	計	318	636	166	498	—	—	
医学研究科	医学専攻	—	—	—	—	166	664	1,016
	医科学専攻	20	40	15	45	—	—	
	社会健康医学系専攻	—	—	12	36	—	—	
	人間健康科学系専攻	70	140	25	75	—	—	
	京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻	—	—	—	—	4	16	
	計	90	180	52	156	170	680	
薬学研究科	薬科学専攻	50	100	12	46	—	—	227
	薬学専攻	—	—	—	—	8	46	
	創発医薬科学専攻	—	—	—	—	14	28	
	医薬創成情報科学専攻	—	—	—	7	—	—	
	計	50	100	12	53	22	74	
工学研究科	社会基盤工学専攻	58	116	17	51	—	—	1,967
	都市社会工学専攻	57	114	17	51	—	—	
	都市環境工学専攻	36	72	10	30	—	—	
	建築学専攻	75	150	22	66	—	—	
	機械理工学専攻	59	118	16	48	—	—	
	マイクロエンジニアリング専攻	30	60	7	21	—	—	
	航空宇宙工学専攻	24	48	7	21	—	—	
	原子核工学専攻	23	46	9	27	—	—	
	材料工学専攻	38	76	10	30	—	—	
	電気工学専攻	38	76	10	30	—	—	
	電子工学専攻	35	70	10	30	—	—	

	材料化学専攻	2 9	5 8	9	2 7	—	—	
	物質エネルギー 化学専攻	3 9	7 8	1 1	3 3	—	—	
	分子工学専攻	3 5	7 0	1 0	3 0	—	—	
	高分子化学専攻	4 6	9 2	1 5	4 5	—	—	
	合成・生物化学専 攻	3 2	6 4	1 0	3 0	—	—	
	化学工学専攻	3 4	6 8	7	2 1	—	—	
	計	6 8 8	1, 3 7 6	1 9 7	5 9 1	—	—	
農学研究科	農学専攻	3 3	6 6	8	2 4	—	—	8 7 6
	森林科学専攻	5 8	1 1 6	2 0	5 7	—	—	
	応用生命科学専 攻	6 3	1 2 6	1 7	5 1	—	—	
	応用生物学専 攻	5 2	1 0 4	1 7	5 1	—	—	
	地域環境科学専 攻	4 0	8 0	1 2	3 9	—	—	
	生物資源経済学 専攻	2 4	4 8	8	2 4	—	—	
	食品生物学専 攻	3 3	6 6	8	2 4	—	—	
	計	3 0 3	6 0 6	9 0	2 7 0	—	—	
人間・環境学 研究科	人間・環境学専攻	1 6 4	<u>3 2 8</u>	6 8	<u>1 3 6</u>	—	—	5 3 2
			1 6 4		6 8			
	共生人間学専攻	—	—	—	<u>2 8</u>	—	—	
			6 9		5 6			
	共生文明学専攻	—	—	—	<u>2 5</u>	—	—	
			5 7		5 0			
	相關環境学専攻	—	—	—	<u>1 5</u>	—	—	
			3 8		3 0			
	計	1 6 4	3 2 8	6 8	2 0 4	—	—	
エネルギー 科学研究科	エネルギー社会・ 環境科学専攻	2 9	5 8	1 2	3 6	—	—	3 6 5
	エネルギー基礎 科学専攻	4 2	8 4	1 2	3 6	—	—	
	エネルギー変換 科学専攻	2 5	5 0	4	1 2	—	—	
	エネルギー応用 科学専攻	3 4	6 8	7	2 1	—	—	
	計	1 3 0	2 6 0	3 5	1 0 5	—	—	
アジア・アフ リカ地域研 究研究科	東南アジア地域 研究専攻	—	—	—	—	1 0	5 0	1 5 0
	アフリカ地域研 究専攻	—	—	—	—	1 2	6 0	
	グローバル地域 研究専攻	—	—	—	—	8	4 0	
	計	—	—	—	—	3 0	1 5 0	
情報学研究 科	情報学専攻	2 4 0	<u>4 8 0</u>	6 0	<u>1 2 0</u>	—	—	6 6 0
			2 4 0		6 0			6 0 0
	知能情報学専攻	—	—	—	<u>1 5</u>	—	—	

	社会情報学専攻	—	37 —	—	30 14	—	—	
	先端数理科学専攻	—	36 —	—	28 6	—	—	
	数理工学専攻	—	20 —	—	12 6	—	—	
	システム科学専攻	—	22 —	—	12 8	—	—	
	通信情報システム専攻	—	32 —	—	16 11	—	—	
	計	240	420 480	60	180	—	—	
生命科学研究所	統合生命科学専攻	40	80	19	57	—	—	249
	高次生命科学専攻	35	70	14	42	—	—	
	計	75	150	33	99	—	—	
総合生存学館	総合生存学専攻	—	—	—	—	20	100	100
地球環境学舎	地球環境学専攻	—	—	13	39	—	—	148
	環境マネジメント専攻	44	88	7	21	—	—	
	計	44	88	20	60	—	—	
経営管理教育部	経営科学専攻	—	—	7	21	—	—	21
総計		2,353	4,706 4,706	869	2,624	242	1,004	8,334 8,334

2 専門職大学院・法科大学院（第53条の2第5項関係）

研究科名	専攻名	専門職学位課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	
法学研究科	法曹養成専攻	160	480	480
医学研究科	社会健康医学系専攻	34	68	68
公共政策教育部	公共政策専攻	40	80	80
経営管理教育部	経営管理専攻	100	200	200
総計		334	828	828

（平16達62本表加・平17達27改）

（平18達15・平19達13・平20達13・平21達10・平22達24・平23達29・平24達28・平25達22・平26達7・平27達27・平28達26・平29達21・平29達44・平30達27・平30達62・平31達15・令2達12・令3達14・令3達40・令4達25・令5達10・一部改正）

京都大学通則の一部改正について

改正理由：京都大学工学部に置く工業化学科を理工化学科に名称変更することに伴い、規定を定めるため、
 所要の改正を行うもの。

改正前	改正後
(前 略)	<p style="text-align: center;">附 則 (令和 年達示第 号)</p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

○別表第1の工学部に置く工業化学科を理工化学科に改める。

別表第1 学部（第3条の2）

学部名	学科名	入学定員	収容定員
工学部	地球工学科	1 8 5	7 4 0
	建築学科	8 0	3 2 0
	物理工学科	2 3 5	9 4 0
	電気電子工学科	1 3 0	5 2 0
	情報学科	9 0	3 6 0
	<u>理工化学科</u>	2 3 5	9 4 0
	工業化学科		
	計	9 5 5	3, 8 2 0

▲京都大学学位規程

昭和33年1月28日

達示第1号制定

第1条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士、修士（専門職）及び法務博士（専門職）とする。

2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

総合人間学部 総合人間学

文学部 文学

教育学部 教育学

法学部 法学

経済学部 経済学

理学部 理学

医学部 医学

人間健康科学

薬学部 薬科学

薬学

工学部 工学

農学部 農学

3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 文学

教育学研究科 教育学

法学研究科 法学

経済学研究科 経済学

理学研究科 理学

医学研究科 医科学

人間健康科学

薬学研究科 薬科学

薬学

工学研究科 工学

農学研究科 農学

人間・環境学研究科 人間・環境学

エネルギー科学研究科 エネルギー科学

アジア・アフリカ地域研究研究科 地域研究

情報学研究科 情報学

生命科学研究科 生命科学

総合生存学館 総合学術

地球環境学舎 地球環境学

4 博士の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 文学

教育学研究科 教育学

法学研究科 法学

経済学研究科 経済学

理学研究科 理学

医学研究科 医学

医科学

社会健康医学

人間健康科学

薬学研究科 薬科学

薬学

工学研究科 工学

農学研究科 農学
人間・環境学研究科 人間・環境学
エネルギー科学研究科 エネルギー科学
アジア・アフリカ地域研究研究科 地域研究
情報学研究科 情報学
生命科学研究科 生命科学
総合生存学館 総合学術
地球環境学舎 地球環境学
経営管理教育部 経営科学

5 修士（専門職）の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

医学研究科 社会健康医学
公共政策教育部 公共政策
経営管理教育部 経営学

6 別表第2に定める学位プログラムを履修する者のうち、当該学位プログラムが実施する博士論文研究基礎力審査に合格した者に修士の学位を授与するに当たっては、第3項の規定にかかわらず、専攻分野の名称として総合学術を付記し、又は同項の規定による専攻分野の名称を付記し、及び学位記に当該博士論文研究基礎力審査に合格したことを記すことができる。

7 別表第2に定める学位プログラムを修了した者に博士の学位を授与するに当たっては、第4項の規定にかかわらず、専攻分野の名称として総合学術を付記し、又は同項の規定による専攻分野の名称を付記し、及び学位記に当該学位プログラムを修了したことを記す。

8 第2項から前項までの規定にかかわらず、国際連携教育課程（通則第42条の4第3項に定めるものをいう。以下同じ。）である大学院の課程を修了した者には、別表第3に定める区別に従い学位を授与し、当該学位を授与するに当たっては専攻分野の名称を付記する。

第2条 本学大学院の課程（京都大学通則（昭和28年達示第3号。以下「通則」という。）第53条の2の専門職学位課程を除く。）の修了による学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文及び論文目録を添えて、当該研究科長に提出するものとする。ただし、博士の学位の授与を受けようとするときは、更に履歴書を添えなければならない。

2 通則第55条第2項の規定により修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に修士論文及び論文目録を添えて、当該研究科長に提出するものとする。

第3条 前条によらないで博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、履歴書及び学位論文審査手数料を添えて、総長に提出するものとする。

2 前項の学位論文審査手数料の額は、京都大学における学生納付金に関する規程（平成16年達示第63号）第7条に定める額とする。

3 受理した学位論文審査手数料は、返還しない。

第4条 第2条の学位論文審査願及び前条の学位申請書を受理したときは、総長又は研究科長は、これを当該教授会又は研究科会議（地球環境学舎にあつては学舎会議をいう。以下同じ。）に付託するものとする。

第5条 学位論文（修士論文又は博士論文）は1編とする。ただし、参考として他の論文を添えることができる。

2 審査のため必要があるときは、教授会又は研究科会議は、学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の材料を提出させることができる。

第6条 教授会又は研究科会議は、当該教授会又は研究科会議を構成する教授の中から調査委員3名を選定して、論文についての調査及び試験（以下この条及び次条において「論文の調査等」という。）を行わせる。

2 前項の規定にかかわらず、教授会又は研究科会議で必要があると認めるときは、2名以内限り、当該教授会又は研究科会議を構成する教授以外の本学教員をもつて調査委員に充てることことができる。ただし、当該研究科以外の教員は、1名以内に限るものとする。

3 教授会又は研究科会議で必要があると認めるときは、第1項の委員を増し、又は論文の調査等の一部を調査委員以外の本学教員に委嘱することができる。また特に必要があると認めるときは、論文の調査等の一部を他の大学の大学院、研究所等の教員等に委嘱することができる。

4 教授会又は研究科会議で特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項に定める調査委員のほかに、他の大学の大学院、研究所等の教員等を1名以内に限り調査委員に加えることができる。

第6条の2 前条の規定にかかわらず、教授会又は研究科会議は、国際連携教育課程である大学院の課程の修了による学位の授与（以下「国際連携教育課程の学位の授与」という。）においては、当該国際連携教育課程を連携して編成する連携外国大学院との協議を経て、当該国際連携専攻の教授の中から調査委員4名以上を選定して、論文の調査等を行わせる。

2 前項の規定にかかわらず、教授会又は研究科会議で必要があると認めるときは、当該連携外国大学院との協議を経て、半数以内に限り、当該国際連携専攻の教授以外の本学又は当該連携外国大学院の教員をもつて調査委員に充てることができる。ただし、本学の当該研究科及び当該連携外国大学院の当該国際連携教育課程を実施する研究科又はそれに代わる組織以外の教員は、1名以内に限るものとする。

3 教授会又は研究科会議で必要があると認めるときは、当該連携外国大学院との協議を経て、論文の調査等の一部を調査委員以外の本学又は当該連携外国大学院の教員に委嘱することができる。また特に必要があると認めるときは、当該連携外国大学院との協議を経て、論文の調査等の一部を他の大学の大学院、研究所等（当該連携外国大学院を除く。）の教員等に委嘱することができる。

4 教授会又は研究科会議で特に必要があると認めるときは、当該連携外国大学院との協議を経て、第1項及び第2項に定める調査委員のほかに、他の大学の大学院、研究所等（当該連携外国大学院を除く。）の教員等を1名以内に限り調査委員に加えることができる。

第7条 第3条の規定により学位を申請した者については、別に、必要な学識の確認のため、試問を行う。

2 試問の方法は、当該研究科の定めるところによる。

第8条 調査委員は、論文の調査及び試験並びに試問が終わつたときは、学位論文の内容の要旨、調査及び試験の結果の要旨並びに試問の成績を教授会又は研究科会議に文書をもつて報告するものとする。ただし、修士論文の内容の要旨、調査及び試験の結果の要旨は、省略することができる。

第9条 修士、博士、修士（専門職）又は法務博士（専門職）の学位授与の議決は、当該教授会又は研究科会議を構成する教授の3分の2以上が出席して、その3分の2以上が賛成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前項の学位授与の議決には、当該研究科の定めるところにより、准教授を加えることができる。この場合における学位授与の議決は、前項の教授及び当該准教授の3分の2以上が出席して、その3分の2以上が賛成しなければならない。

第10条 教授会又は研究科会議において、学位を授与できるものと議決したときは、当該研究科長は、学位論文及び論文内容の要旨にその審査及び試験の結果の要旨並びに試問の成績を添えて総長に上申しなければならない。ただし、修士、修士（専門職）及び法務博士（専門職）の学位授与に係るものは、別に定める必要事項を記載した資格者の名簿による。

2 教授会又は研究科会議において博士の学位を授与できないものと議決したときは、その旨を報告するものとする。

第11条 修士論文の審査及び試験は、在学期間中に終わるものとする。

2 博士論文の審査及び試験並びに学識の確認は、論文受理後1年以内に終わるものとする。ただし、当該研究科において特別の事由があると認めるときは、その期間を1年以内に限り延長することができる。

第12条 総長は、修士、博士、修士（専門職）又は法務博士（専門職）の学位を授与できると認められた者に対し学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知する。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携教育課程の学位の授与においては、総長は、修士又は博士の学位を授与できると認められた者に対し、当該連携外国大学院を代表する者と連名で学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知する。

第13条 学位を授与したときは、総長は、学位簿に登録し、博士の学位の授与については、これを文部科学大臣に報告するものとする。

第14条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該学位論文の全

文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、当該研究科の承認を得て、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。

3 前2項の規定による公表は、本学が指定するインターネットの利用により行うものとする。

第15条 修士、博士、修士（専門職）又は法務博士（専門職）の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、当該教授会又は研究科会議の議及び教育研究評議会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前条の規定に違背したときは、前項の規定によることができる。

3 教授会、研究科会議及び教育研究評議会において、前各項の議決をする場合は、構成員の3分の2以上が出席して、その4分の3以上が同意しなければならない。

第16条 学位記及び学位授与関係書類の様式は、別表第1のとおりとする。

2 総長は、国際連携教育課程の学位の授与においては、別表第4の様式例を基礎として、当該国際連携教育課程を連携して編成する連携外国大学院との協議により、様式を定めるものとする。

第17条 この規程に定めるもののほか、国際連携教育課程の学位の授与に関し必要な事項は、当該国際連携教育課程を連携して編成する連携外国大学院との協議により、総長が別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和33年1月28日から施行する。

2 大正10年3月26日達示第11号制定の京都大学学位規程は、廃止する。ただし、従前の規程による学位の授与は、この規程にかかわらず、昭和37年3月31日（医学博士については昭和35年3月31日）までは、なお従前の例による。

（昭34達22削）

附 則（昭和34年達示第22号）

この改正は、昭和34年9月29日から施行する。

附 則（昭和50年達示第9号）

この規程は、昭和50年2月25日から施行する。

附 則（昭和51年達示第30号）

1 この規程は、昭和51年6月8日から施行する。

2 この規程施行の際現に改正前の第6条第1項の規定による調査委員としてその職務を行う者は、改正後の同条同項の規定により選定されその職務を行う者とみなす。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成16年達示第122号）

この規程は、平成16年6月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、平成15年3月31日以前に医学研究科社会健康医学系専攻の修士課程に入学した者については、第1条第3項、第2条第1項、第8条の2及び第11条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成25年達示第43号）

この規程は、平成25年6月11日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（令和3年達示第41号）

この規程は、令和3年9月15日から施行する。

附 則（令和5年達示第11号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

1 学士試験合格者に授与する学位記様式

○ 第 号
学 位 記
氏 名
京都大学○学部にて(○学科を修め)学部所定の学士試験に合格したことを証明する
年 月 日
京都大学○学部長 ○○○○
京都大学○学部長の証明を認めて学士(○○)の学位を授与する
京都大学総長 ○○○○

- 備考 1 法学部及び理学部については、(○学科を修め)を削る。
2 学士の括弧の○○内は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。
3 右上の○内は学位に付記する専攻分野の名称の略号を記入する。

- 2 第1条第6項若しくは同条第7項の規定により、専攻分野の名称として総合学術を付記するもの又は第2条第1項の規定による論文提出者に授与する学位記様式

		○修(博)第	号
学	位	記	
		氏	名
		年	月 日生
本学大学院○○学研究科○○専攻の修(博)士課程を修了したので修(博)士(○○)の学位を授与する			
	年	月	日
			京 都 大 学

- 備考 1 修(博)士の括弧の○○内は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。
2 右上の○内は学位に付記する専攻分野の名称の略号を記入する。

2の2 第1条第6項の規定により、別表第2に定める学位プログラムが実施する博士論文研究基礎力審査に合格したことを記す学位記様式

学 位 記	○修第 号
	氏 名
	年 月 日生
本学大学院○○学研究科○○専攻の修士課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する	
本学○○が実施する博士論文研究基礎力審査に合格したことを証する	
年 月 日	京 都 大 学

- 備考 1 修士の括弧の○○内は、第1条第3項に定める当該研究科の専攻分野の名称を記入する。
- 2 本学に続く○○内は、別表第2に定める学位プログラムの名称を記入する。
- 3 右上の○内は学位に付記する専攻分野の名称の略号を記入する。

2の3 第1条第7項の規定により、別表第2に定める学位プログラムを修了したことを記す
学位記様式

○博第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院○○学研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士(○○)の学位を授与 する	
本学○○を修了したことを証する	
年 月 日	
京 都 大 学	

- 備考 1 博士の括弧の○○内は、第1条第4項に定める専攻分野の名称を記入する。
2 本学に続く○○内は、別表第2に定める学位プログラムの名称を記入する。
3 右上の○内は学位に付記する専攻分野の名称の略号を記入する。

3 専門職学位課程修了者に授与する学位記様式

○修(専)(法博(専))第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院○○学研究科○○専攻の専門職学位課程を修了したので○○修(法務博士 (専門職))の学位を授与する	
年 月 日	
京 都 大 学	

- 備考 1 学位の冒頭の○○は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。
2 右上の○内は学位に付記する専攻分野の名称の略号を記入する。

4 第2条第2項の規定による論文提出者に授与する学位記様式

		○修第	号
学 位 記			
		氏 名	
		年 月 日	生
本学大学院○○学研究科○○専攻に於て修士課程の修了に相当する要件を満たしたの で修士(○○)の学位を授与する			
年 月 日			
		京 都 大 学	

- 備考 1 修士の括弧の○○内は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。
2 右上の○内は学位に付記する専攻分野の名称の略号を記入する。

5 第3条の規定による学位申請者に授与する学位記様式

	論○博第	号
学	位	記
	氏	名
	年	月 日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する		
年	月	日
京 都 大 学		

- 備考 1 博士の括弧の○○内は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。
2 右上の○内は学位に付記する専攻分野の名称の略号を記入する。

6 学位授与申請関係書類様式

1 第2条の規定による修士論文審査願様式

	年	月	日
〇〇学研究科長		殿	
〇〇学研究科〇〇専攻修(博)士課程〇〇年入学			
	氏	名	㊟
学位論文審査願			
このたび修士(〇〇)の学位をうけたく学位論文及び論文目録を提出いたしますから審査下さるようお願いいたします。			

- 備考 1 修士の括弧の〇〇内は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。
2 論文目録様式は6の4による。
3 記名押印は、自筆署名をもつてかえることができる。

2 第2条の規定による博士論文審査願様式

	年	月	日
〇〇学研究科長	殿		
〇〇学研究科〇〇専攻博士後期課程〇〇年入学			
	氏	名	印
学位論文審査願			
このたび博士(〇〇)の学位をうけたく学位論文(主論文1編、参考論文〇編)、論文目録、履歴書を提出いたしますから審査下さるようお願いいたします。			

- 備考 1 博士の括弧の〇〇内は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。
2 論文目録及び履歴書の様式は、書類様式6の4及び5による。
3 記名押印は、自筆署名をもつてかえることができる。

3 第3条の規定による学位申請書様式

	年	月	日
京都大学総長	殿		
		現住所	
		氏	名 ㊦
学 位 申 請 書			
このたび博士(〇〇)の学位をうけたく学位論文(主論文1編、参考論文〇編)、論文目録、履歴書及び学位論文審査料金〇〇〇円を添えて申請いたします。			

- 備考 1 博士の〇〇内は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。
2 記名押印は、自筆署名をもつてかえることができる。

4 第2条及び第3条の規定による論文目録様式

論 文 目 録	
主論文	
1	題 目
2	公表の方法・時期
3	冊 数
参考論文	
1	
2	
年 月 日	
学位授与申請者	
氏 名	

- 備考 1 論文未公表の場合は、公表予定の方法・時期を記載すること。
2 参考論文が2種以上ある場合は列記すること。
3 修士学位論文目録は論文題目のみでよい。

5 第2条及び第3条の規定による履歴書様式

				年	月	日
履歴書						
本籍地(都道府県名)						
現住所						
				(ふりがな)		
				氏名		
				年	月	日生
学歴						
年	月	日				
年	月	日				
年	月	日				
職歴						
年	月	日				
年	月	日				
年	月	日				
研究歴						
年	月	日				
年	月	日				
年	月	日				
賞罰						
年	月	日				

- 備考 1 履歴事項は、高等学校卒業後の履歴について、年次を追って記載すること。
 2 本学大学院の課程を経た者は、その単位修得証明書を添えること。

別表第2（第1条第6項、第7項関係）

（平24達38・追加、平24達57・平25達23・平26達8・平31達16・令2達13・令2達79・一部改正）

（博士課程教育リーディングプログラム）

プログラム名称
京都大学大学院思修館
グローバル生存学大学院連携プログラム
充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成プログラム
デザイン学大学院連携プログラム
霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院 （卓越大学院プログラム）

プログラム名称
先端光・電子デバイス創成学
メディカルイノベーション大学院プログラム
社会を駆動するプラットフォーム学卓越大学院プログラム

別表第3（第1条第8項関係）

（平31達16・追加、令3達41・一部改正）

（修士課程）

研究科名	専攻名	学位及び専攻分野の名称		
		日本語名称	英語名称	英語以外の外国語名称
文学研究科	京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻	修士（文学）	Master of Arts (M.A.) in Transcultural Studies	—
経済学研究科	京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻	修士（グローバル経済・地域創造）	International Master in Global Markets, Local Creativities	—

（博士課程）

研究科名	専攻名	学位及び専攻分野の名称		
		日本語名称	英語名称	英語以外の外国語名称
医学研究科	京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻	博士（ゲノム医学）	Doctor of Philosophy in Human Genetics	—

別表第4 (第16条第2項関係)

1 国際連携教育課程修了者に授与する学位記様式例

Kyoto University and ○ University, 京都大学及び○大学は、	
Having regard to the completion of Master (Doctor) Course in ○○ based upon the Memorandum of Agreement of date, year, between Kyoto University and ○ University, 京都大学及び○大学の間でX年X月X日に締結された協定に基づく ○○専攻の修士(博士(後期))課程を修了したので、	
Admit THE DEGREE of MASTER (DOCTOR) of ○○ 修(博)士(○○)の学位を以下の者に授与する	
To	
Name 氏名	
Date of birth 生年月日	
Awarded on date, year 学位授与の日付	
京都大学 Kyoto University 総長 ○○○ ○○○ President ○○○ ○○○	○大学 ○ University President ○○○ ○○○
【署名】	【Signature】
学位記番号 Diploma Number	Diploma Number

備考 1 ○内は国際連携教育課程を連携して編成する連携外国大学の名称を記入する。
2 修(博)士の括弧の○○内は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。

別表第1

(昭50達22削・改・加・昭52達18改・昭52.10字体改、平3達22削・平4達5加・改・達63改・平9達示10改・加・平10達86加・改・削・平17達145加)

(平20達44・一部改正、平24達38・旧別表・一部改正、平26達8・一部改正)

別表第4 (第16条第2項関係)

(平31達16・追加)

▲京都大学工学部の組織に関する規程（案）

平成16年4月1日

達示第30号制定

（趣旨）

第1条 この規程は、京都大学工学部（以下「工学部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

（学部長）

第2条 工学部に、学部長を置く。

- 2 学部長は、工学部を兼担する本学大学院の研究科長のうちから教授会において選出する。
- 3 学部長の任期は、2年とする。ただし、補欠の学部長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 学部長は、研究科長でなくなったときは、その資格を失う。
- 5 学部長は、引き続き学部長となる場合に限り、任期1年、1回を限度として再任されることができる。
- 6 補欠の学部長については、再任を妨げない。
- 7 学部長は、工学部の校務をつかさどる。
- 8 学部長に事故があるときは、あらかじめ学部長が指名する工学部を兼担する者がその職務を代理する。
- 9 学部長が欠けたときは、あらかじめ学部長が指名する工学部を兼担する者がその職務を行う。

（平18達39・平30達13・一部改正）

（教授会）

第3条 工学部に、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第27条において準用する同規程第18条第1項及び第2項に定める事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

（平27達4・一部改正）

（学科及び学科目）

第4条 工学部の学科及び学科目は、次に掲げるとおりとする。

地球工学科 土木工学、環境工学、資源工学

建築学科 建築学

物理工学科 機械システム学、材料科学、エネルギー応用工学、原子核工学、宇宙基礎工学

電気電子工学科 電気電子工学

情報学科 計算機科学、数理工学

理工化学科 ~~工業化学科~~ 創成化学、先端化学、化学プロセス工学

（平23達7・令3達6・一部改正）

（学科長）

第5条 前条に定める学科に学科長を置き、工学部を兼担する教授をもって充てる。

- 2 学科長の任期は、1年とし、再任されることができる。ただし、補欠の学科長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 学科長は、当該学科の業務をつかさどる。

（内部組織）

第6条 この規程に定めるもののほか、工学部の内部組織については、学部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 工学部長の任期の改正について（昭和60年2月5日評議会可決・総長裁定）は、廃止する。
〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（令和3年達示第6号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 年達示第 号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

京都大学工学部の組織に関する規程の一部改正について

改正理由：京都大学工学部に置く工業化学科を理工化学科に名称変更することに伴い、規定を改めるため、所要の改正を行うもの。

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(学科及び学科目)</p> <p>第4条 工学部の学科及び学科目は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>地球工学科 土木工学、環境工学、資源工学</p> <p>建築学科 建築学</p> <p>理工工学科 機械システム学、材料科学、エネルギー応用工学、原子核工学、宇宙基礎工学</p> <p>電気電子工学科 電気電子工学</p> <p>情報学科 計算機科学、数理工学</p> <p><u>工業化学科</u> 創成化学、先端化学、化学プロセス工学</p> <p>(後 略)</p>	<p>(学科及び学科目)</p> <p>第4条 工学部の学科及び学科目は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>地球工学科 土木工学、環境工学、資源工学</p> <p>建築学科 建築学</p> <p>理工工学科 機械システム学、材料科学、エネルギー応用工学、原子核工学、宇宙基礎工学</p> <p>電気電子工学科 電気電子工学</p> <p>情報学科 計算機科学、数理工学</p> <p><u>理工化学科</u> 創成化学、先端化学、化学プロセス工学</p> <p><u>附 則</u> (令和 年達示第 号)</p> <p><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

▲京都大学工学部規程（案）

昭和24年8月15日
達示第14号制定

第1 学科

第1条 本学部の学科は、次に掲げるとおりとする。

地球工学科

建築学科

物理工学科

電気電子工学科

情報学科

理工化学科~~工業化学科~~

(昭29達5・昭30達18加・昭31達3・昭33達4改・昭34達13加・昭35達10・昭36達8・昭37達7改・昭38達10加・昭39達4改・加・昭41達8改・昭45達28加・昭50達32削・加・平5達55削・平6達34加・削・平7達15削・加・平8達13改・削・平16達111改)

第2 入学

第2条 入学者の募集・選抜方法は、教授会で定める。

2 京都大学通則（昭和28年達示第3号。以下「通則」という。）第4条第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、教授会で定める。

(昭25達16改・昭31達3旧4条上・旧3条削・平5達8旧3条上・改・平12達34加)

第3条 入学候補者の決定は、教授会で行う。

(平5達8本条加)

(平27達7・一部改正)

第3 編入学

(平5達8改)

第4条 本学部に編入学を志望する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、許可することがある。

(昭31達3旧5条上・平5達8改)

第4 転学及び転科

(平5達8加)

第5条 本学他学部学生若しくは他大学の学生で本学部に転学を志望する者又は本学部学生で転科若しくは他学部に転学を志望する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、許可することがある。

(平5達8本条加)

(平31達21・一部改正)

第5 修業年限

(平5達8加)

第6条 修業年限は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、編入学した者の修業年限は、別に定める。

(平5達8本条加)

第6 教育課程

(平5達8加)

第7条 授業科目は、専門科目（特別研究を含む。）及び教養科目に区分する。

2 授業科目の単位数、配当年次及び授業時間数は、別に定める。

(平5達8本条加)

第7 授業科目の履修

(平5達8加)

第8条 学生は履修する授業科目を定め、あらかじめ担当教員の承認を受けなければならない。

(平5達8本条加・平16達111改)

第8条の2 1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限に関する事項は、別に

定める。

(令2達2・追加)

第9条 設備その他の都合によつて、授業科目の履修人員数を制限することがある。

(平5達8本条加)

第10条 特別研究を行う学生は、あらかじめ指導教員の承認を受けなければならない。

(平5達8本条加・平16達111改)

第11条 学生は、あらかじめ工学部長の許可を受けて、本学部他学科の授業科目を履修することができる。

(平5達8本条加)

第12条 通則第19条の規定により他学部の授業科目を履修しようとする者は、学年の初め又は学期の初めに工学部長に願い出て、当該学部長の許可を受けるものとする。

(平5達8本条加・達32・平12達34改)

第13条 通則第20条第1項から第4項までの規定により他の大学又は短期大学及び外国の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとする者がある場合は、教授会の議を経て、許可することがある。

(平5達8本条加・達32・平13達25改)

(平25達74・一部改正)

第8 単位の授与・試験

(平5達8旧第4下・改)

第14条 授業科目を履修した学生に対し、試験のうえ単位を与えるものとする。

(平5達8本条加)

第15条 試験の評点は、100点を満点とし、60点以上を合格点とする。授業科目によつては評点を付けないことがある。

(昭30達13旧11条下・昭31達3旧13条上・昭50達32改・平5達8旧12条下・改・削)

第16条 演習、実験及び実習の評点は、試験を行わずに付けることがある。

(昭30達13旧12条下・昭31達3旧14条上・昭50達32改・平5達8旧13条下・改)

第17条 特別研究は、その業績の判定と口頭試験とによつて合格を定める。口頭試験は、省略することがある。

(昭30達13旧13条下・昭31達3旧15条上・平5達8旧14条下)

第9 卒業の要件

(平5達8加)

第18条 4年以上在学し、別に定める学部所定の授業科目を履修し、144単位以上を修得した者は、教授会の議を経て、学士試験合格者とする。

2 第11条及び第12条の規定により本学部他学科又は他学部の授業科目を履修し、修得した単位は、前項の単位数に算入することができる。

3 第13条の規定により他の大学又は短期大学及び外国の大学又は短期大学の授業科目を履修し、修得した単位は、60単位以内に限り、第1項の単位数に算入することができる。

4 第5条の規定により他の大学又は本学他学部から本学部へ転学した場合の転学前に履修し、修得した単位は、教授会の議を経て、第1項の単位数に通算することがある。

5 第1項の規定にかかわらず、編入学した者の学士試験合格に必要な授業科目及び単位数は、別に定める。

(平5達8本条加・平12達34・平13達25改)

(平18達38・平28達9・一部改正)

第19条 通則第21条第1項の規定により学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修は、教授会の議を経て、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を認定することがある。

2 前項の規定により認定できる単位数は、前条第3項の単位数と合わせて60単位以内に限り、前条第1項の単位数に算入することができる。

(平5達8本条加・達32・平12達34・平13達33改)

第20条 通則第22条第1項の規定により学生が本学部に入學する前に大學又は短期大學において履修した授業科目について修得した単位（大學設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）は、教授会の議を経て、本学部に入學した後の本学部における授業科目の履修とみなし、単位を認定することがある。

2 通則第22条第2項の規定により学生が本学部に入學する前に行つた前条第1項の学修は、教授会の議を経て、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を認定することがある。

3 前2項の規定により認定できる単位数は、編入學、転學等の場合を除き、本學において修得した単位以外のものについて、第18条第3項及び前条第2項の単位数と合わせて60単位以内に限り、第18条第1項の単位数に算入することができる。

4 第1項の規定により科目等履修生として修得した単位数を第18条第1項の単位数に算入するときは、通則第22条第4項の規定により、教授会の議を経て、一定の期間を第6条第1項の修業年限に通算することがある。

（平5達8本条加・達32改・平12達34改・加）

第10 在學年限

（平5達8旧第5下・改）

第21条 在學年限は、8年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、編入學した者の在學年限は、別に定める。

3 前2項の在學年限は、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、延長することができる。

（昭30達13旧15条下・昭31達3旧17条上・昭50達32改・昭63達40削・加・平5達8旧16条下・改）

第11 科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生

（平4達4加・平5達8旧第7下・改）

第22条 通則第61条第1項の規定により本學の學生以外の者で、1又は複数の授業科目の履修を志望する者には、教授会の議を経て、科目等履修生として入學を許可することがある。

2 科目等履修生として履修した授業科目については、試験のうえ、単位を与えることができる。

3 科目等履修生の取扱いその他については、別に定める。

（平5達8本条加）

第23条 通則第62条第1項の規定により本學部の特定の授業科目を定め、聴講を志望する者には、教授会の議を経て、聴講生として入學を許可することがある。

2 聴講生の取扱いその他については、別に定める。

（昭28達22改・昭30達13改・旧17条下・昭31達3旧19条上・平5達8旧18条下・改・達32改）

第24条 通則第63条第1項の規定により大學間の協議に基づき、特定の授業科目を定め聴講を志望する者には、教授会の議を経て、特別聴講学生として入學を許可することがある。

2 特別聴講学生の取扱いその他については、別に定める。

（昭30達13旧18条下・昭31達3旧20条上・平4達4改・平5達8旧19条下・改・達32改）

第12 研究生

（昭51達10改・平5達8旧第8下）

第25条 本学部において特定事項の研究を志望する者には、教授会の議を経て、研究生として入學を許可することがある。

2 研究生の取扱いその他については、京都大學研究生規程（昭和50年達示第37号）による。ただし、在學期間満了後更に研究を継続したい者には、その願い出により、教授会の議を経て、期間の延長を許可することがある。

（昭51達10改・平5達8旧20条下・改・加）

附 則

この規程は、昭和24年6月1日から施行する。

工学部規程（昭和8年4月1日制定）は、廢止する。

旧規程による入學者については、別段の定めをなさない限り、なお旧規程を適用する。

（昭25達16改）

附 則（昭和25年達示第1号）

この改正は、昭和24年9月30日から適用する。

附 則（昭和25年達示第4号）

この改正は、昭和25年2月1日より施行する。

附 則（昭和25年達示第16号）

この改正は、昭和25年9月26日から適用する。

附 則（昭和28年達示第22号）

第14条の規定は、昭和26年4月1日以降の入学者から適用し、第17条および第22条の規定は、昭和27年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則（昭和29年達示第5号）

この規程は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則（昭和30年達示第13号）

この改正は、昭和30年4月1日から施行する。

昭和30年3月31日以前の入学者について、なお従前の規程による。

附 則（昭和30年達示第18号）

この改正は、昭和30年7月19日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。

附 則（昭和31年達示第3号）

この改正は、昭和31年2月21日から施行する。

附 則（昭和31年達示第23号）

この改正は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則（昭和33年達示第4号）

この改正は、昭和33年4月1日から施行する。

従前の規程による応用物理学科学生については、第1条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和34年達示第13号）

この改正は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則（昭和35年達示第10号）

この改正は、昭和35年4月12日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（昭和36年達示第8号）

1 この改正は、昭和36年6月20日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

2 従前の規定による化学機械学科学生および繊維化学科学生については、第1条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和37年達示第7号）

この改正規程は、昭和37年5月8日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則（昭和38年達示第10号）

この改正規程は、昭和38年4月23日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則（昭和39年達示第4号）

1 この改正規程は、昭和39年4月28日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

2 改正前の規程による鉱山学科学生については、第1条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和41年達示第8号）抄

1 この改正規程は、昭和41年4月1日から施行し、〔中略〕第21条第1項の改正規定は、昭和42年度の入学志願者から適用する。

2 京都大学工学部の燃料化学科は、この改正規程による改正後の京都大学工学部規程第1条の規程にかかわらず、この改正規程施行の際現にその学科に在学する者がその学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（昭和42年達示第6号）

この改正規程は、昭和42年4月25日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和45年達示第28号）

この改正規程は、昭和45年7月7日から施行する。ただし、改正後の第1条の規定は、昭和45年4月1日から適用し、ならびに改正後の第5条、第6条および第15条の規定は、昭和45年4月1日以降の入学者から適用し、同日前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（昭和47年達示第2号）

この改正規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年達示第15号）

- 1 この改正規程は、昭和47年4月18日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 研究生または実習生として昭和47年度における入学を志望する者にかかる検定料の額は、改正後の第21条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 研究生または実習生として昭和47年度における入学を許可せられた者にかかる入学料の額は、改正後の第22条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 昭和47年度において入学（在学の延期を含む。）した研究生または実習生にかかる研究料または実習料の額は、同年度に限り、改正後の第24条第1項の規定にかかわらず、当該許可にかかる期間のうち、昭和47年4月から9月までの間の期間の部分については1月800円、同年10月以後の期間の部分については1月2,400円とする。

附 則（昭和50年達示第32号）

- 1 この規程は、昭和50年9月30日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 機械工学第2学科は、この規程による改正後の第1条の規定にかかわらず、この規程施行の際現にその学科に在学する者がその学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（昭和51年達示第10号）

- 1 この規程は、昭和51年3月26日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に実習生である者については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成5年達示第8号）

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第18条第1項の規定は、この規程施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成5年達示第55号）

- 1 この規程は、平成5年5月11日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
- 2 石油化学科、化学工学科、高分子化学科及び合成化学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成4年度以前に当該学科に入学した者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成6年達示第34号）

- 1 この規程は、平成6年9月27日から施行する。ただし、第1条の2を加える改正規定は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第1条の規定は、平成6年4月1日から適用する。
- 3 機械工学科、冶金学科、航空工学科、原子核工学科、精密工学科及び金属加工学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成5年度以前に当該学科に入学した者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成7年達示第15号）

- 1 この規程は、平成7年5月9日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
- 2 電気工学科、電子工学科、数理工学科、電気工学第2学科及び情報工学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成6年度以前に当該学科に入学した者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成8年達示第13号）

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 土木工学科、資源工学科、衛生工学科、交通土木工学科及び建築学第2学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成7年度以前に当該学科に入学した者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成16年達示第111号）

この規程は、平成16年7月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年達示第38号）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、この規程施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年達示第74号）

この規程は、平成25年12月26日から施行し、平成25年12月1日から適用する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成28年達示第9号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第18条第1項の規定は、この規程施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（令和2年達示第2号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 年達示第 号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

京都大学工学部規程の一部改正について

改正理由：京都大学工学部に置く工業化学科を理工化学科に名称変更することに伴い、規定を改めるため、所要の改正を行うもの。

改正前	改正後
<p>第1 学科</p> <p>第1条 本学部の学科は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>地球工学科</p> <p>建築学科</p> <p>物理工学科</p> <p>電気電子工学科</p> <p>情報学科</p> <p><u>工業化学科</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>第1 学科</p> <p>第1条 本学部の学科は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>地球工学科</p> <p>建築学科</p> <p>物理工学科</p> <p>電気電子工学科</p> <p>情報学科</p> <p><u>理工化学科</u></p> <p>附 則 (令和 年達示第 号)</p> <p><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>